

防整施第22360号
令和5年10月30日
一部改正 防整施第14924号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
各地方防衛支局長
（長崎防衛支局長を除く。）
名護防衛事務所長 殿

整備計画局施設計画課長
（公印省略）

建設工事等の入札手続に必要な情報の電子的交付について（通知）

標記について、建設工事等の入札手続に必要な情報の電子的交付の実施について（防整施第22360号。令和5年10月30日）に基づき別紙のとおり定めたので通知する。

なお、入札手続に必要な情報の電子的交付について（防整施17564。27.10.1）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、地方協力局環境政策課長、防衛監察本部総務課長

建設工事等の入札手続に必要な情報の電子的交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）別紙の第2項に規定する業務をいう。）（以下「建設工事等」という。）の入札手続の実施に必要な入札説明書及び技術提案書作成要領等の電子的交付に関して必要な事項を定め、電子データの適切な取扱いを図ることを目的とする。

なお、電子的交付の取り組みは、政府のIT化施策に基づくものであるが、一律かつ拙速な推進が中小企業の負担になることは避けなければならない、又、行政サービスの低下を招くことのないよう交付の方法については柔軟な運用を行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領の用語は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「訓令」という。）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19. 9. 20）及び取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19. 4. 27）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 入札関連情報 内部部局、地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）が発注する建設工事等の入札手続の実施に必要な情報をいう。
- (2) 入札参加希望者 防衛省の建設工事等の入札に参加しようとする者をいう。
- (3) 電子化 情報を情報システムを用いて利用できるように変換することをいう。
- (4) 交付データ 入札参加希望者に対する交付を目的に電子化した入札関連情報をいう。
- (5) 図面データ 交付データのうち、仕様書及び工事図面（以下「図面等」という。）をいう。
- (6) ダウンロードシステム 入札参加希望者に対して電子入札システムを使用して入札関連情報を電子的に交付するシステムをいう。
- (7) アップロード 交付データを地方防衛局等の職員がダウンロードシステムに登録する作業をいう。
- (8) ダウンロード 交付データを入札参加希望者がダウンロードシステムから入手する作業をいう。
- (9) 担当課 建設工事等の図面等の作成事務をつかさどる部署をいう。
- (10) 契約課等 建設工事等の入札・契約の事務をつかさどる部署をいう。

(適用の範囲)

第3条 地方防衛局等が発注する建設工事等のうち、秘密に係る施設の建設工事等に該当するものを除き、原則として、すべての建設工事等とする。

(電子化の禁止)

第4条 入札関連情報に訓令第2条10号に定める業務用データに相当する内容が含まれる場合は、その情報を交付データとして電子化してはならない。

(交付データの作成)

第5条 交付データは、担当課及び契約課等が所掌する入札関連情報について決裁手続きが了したものをを用いて作成するものとする。

2 交付データのファイル形式は、次の各号を標準とする。

- (1) 元のレイアウトどおりに表示又は印刷が必要なものの交付はPDF形式
- (2) 積算のための数量の交付はCSV形式又は表計算ソフトファイル形式
- (3) 様式類の交付はワープロソフトファイル形式

3 交付データのファイルの容量は、次による。

- (1) 1ファイル当たりの容量は10MBを超えてはならない。
- (2) 1ファイル当たりの容量が10MBを超えるものは、ダウンロード時の負担軽減のため、元のデータを適宜分割するものとする。

(配布目録の作成)

第6条 交付データには、文書名及びファイル名等を記載した目録（以下「配布目録」という。）を作成して添付するものとする。

2 配布目録は、付紙第1を例として契約課等が作成するものとする。

3 担当課は、自らが所掌する交付データの目録の情報を契約課等に通知するものとする。

(図面データの作成)

第7条 図面データの作成は、第5条によるほか、当該情報について目的外使用とデータ流出時の被害の防止を図るため、次の各号の措置を施すものとする。

- (1) 入札における積算を目的とした資料である旨の明記
- (2) ファイル閲覧を可能とする期限の設定
- (3) ファイル閲覧を可能とする認証パスワードの設定

2 前項第2号の期限は、開札予定日に14日を加えた日を標準とする。

3 第1項第3号の認証パスワードは、入札手続きごとに異なるものを設定し、付紙第2を用いてダウンロードシステムにより交付するものとする。ただし、図面データの交付に可搬記憶媒体を用いる場合は、付紙第2を用いて印刷したものを添付するものとする。

4 図面サイズがA3を超えるものは、図面データを作成する際にA3を標準に縮小するものとする。

5 前項による縮小を実施した場合には、その旨を配布目録に明記するものとする。

(ダウンロードシステムによる交付)

第8条 アップロードは、交付データを作成した担当課及び契約課等がそれぞれ行うものとする。

2 前項によりアップロードされた交付データの公開設定（ダウンロードを可能にするための電子入札システム上の環境設定をいう。）の作業は、契約課等が実施する。

(可搬記憶媒体による交付)

第9条 可搬記憶媒体の種類はCD-Rとし、USBフラッシュメモリ類の小型のものは使用してはならない。

2 可搬記憶媒体による場合の交付の窓口は契約課等とする。

3 入札参加者が所有する可搬記憶媒体を使用する交付は、未使用であることが確認できるものに限る。

4 可搬記憶媒体による交付に際して、付紙第3を例に、入札参加者から当該データの適正な管理に関する同意を得るものとする。

(交付の方法)

第10条 電子的交付の方法は、原則としてダウンロードシステムによるものとする。ただし、ダウンロードシステムの不具合又は入札参加者の都合等のためダウンロードシステムによる交付により難しい場合は、可搬記憶媒体又は印刷物によることができるものとする。

(入札公告等に係る周知)

第11条 入札公告等には、入札説明書等の交付等に関する事項として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 交付期間に関する事
- (2) 交付場所に関する事
- (3) 交付方法に関する事
- (4) ダウンロードした資料の取扱いに関する事
- (5) 交付データの電子媒体による提供に関する事
- (6) その他、契約担当官等が必要と認める事。

(指名通知等に係る周知)

第12条 指名通知等にあたり、前条と同様の内容を指名業者へ通知するものとする。

(その他)

第13条 本通知によりがたい場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。